

転出に係る手続きについて

増田西小学校

本校から他校に転出する場合は、次のような手続きが必要となります。転出の予定がある場合は、できるだけ早く学校までご連絡をお願いします。

転出についての連絡【保護者⇒学校】

学校から手続きの日程等についてご連絡を差し上げます。

転出手続（学校に来校いただきます。）

転出関係書類等をお渡しします。【学校⇒保護者】

- ①学年、学級費等の清算
- ②在学証明書の発行
- ③教科書給与証明書の発行
- ④児童氏名ゴム印等の配付

住所異動の手続き（市役所）

市役所の市民課で「住所異動届」を提出してください。

名取市内の学校への転出の場合

名取市教育委員会（法務局2階）で転学の手続きをします。

- ①在学証明書を提出します。
- ②転入学通知書を受け取ります。

転入先の学校で転学の手続きをします。

- ①西小から受け取った転出関係書類等を提出します。
- ②名取市教育委員会から受け取った「転入学通知書」を提示します。

※手続きの前に電話連絡しておくともスムーズです。

名取市外の学校への転出の場合

転出先市町村で転入の手続きを行います。

転入先の教育委員会で転学の手続きをします。

- ①在学証明書を提出します。
- ②転入学通知書を受け取ります。

転入先の学校で転学の手続きをします。

- ①西小から受け取った転出関係書類等を提出します。
- ②転入先教育委員会から受け取った「転入学通知書」を提示します。

※手続きの前に電話連絡しておくともスムーズです。